

資料提供

令和6年6月27日(木)  
照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室  
担当者:室長補佐 澁澤 弥生  
連絡先:029-301-3424

## 営業禁止処分の解除について

令和6年6月24日(月)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、潮来保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施設名		
施設所在地	神栖市	
営業者等氏名		
業種	飲食店営業	
病因物質	カンピロバクター・ジェジュニ	
原因食品	6月7日(金)に調理、提供した食事 炙り盛り(もも、ささみ、レバー)、焼鳥、串揚げ、焼き鳥 丼等	
患者数(摂食者数)	4名(4名)	
行政処分等を行った理由	食中毒の発生	
適用条項	食品衛生法第6条第3号違反	
行政処分等内容	食品衛生法に基づく営業の禁止処分	
措置日	処分	令和6年6月24日(月)
	処分解除	令和6年6月27日(木)